

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西平良将

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

○ 協本地区

（脇本馬場・脇本浜・下村・上原・筒田・桐野上・桐野下・大湊川・瀬之浦上・瀬之浦下・古里・槲之浦東・槲之浦西・深田・黒之浜・大谷・黒之上・大漣・小漣・松ヶ根・八郷）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年12月21日

3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 124経営体

法人： 11経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが、十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域での話し合い活動をもとに、受け入れ組織を決定して事業の推進を図り、将来にわたっての農地の有効活用並びに営農活動の継続を目指す。

## 6 地域農業の将来のあり方

地域農業を衰退させないため、認定農業者のみだけではなく、地域の実情に合わせて、地域農業者を担い手へと位置付けを行う。また、現在生産品目等についても、資料を作成しており、今後は生産品目の明確化を実施していく。